学校いじめ防止基本方針

茂原市立茂原小学校

１　基本方針

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの　（いじめ防止対策推進法　第２条）

（２）基本方針

①「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、茂原小学校の教職員の意見、及び児童、保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。

②いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取組、いじめのない学校づくりをする。

③いじめの未然防止に当たっては、児童と教職員の信頼関係の基に、道徳教育や特別活動による人権意識や思いやりの心の育成に努める。

④児童会の活動を中心とした児童の自発的活動によるいじめ撲滅の取組を支援する。

⑤いじめに対するアンケート調査、面談の実施、生活ノートの活用、日常の観察等によるいじめの早期発見に努める。

⑥教育相談の有効活用を図る。

⑦いじめの事実を確認した際は、早急に事実確認をして、当該児童の指導にあたるとともに、保護者にも連絡をする。また、状況に応じて教育委員会に連絡をする。

⑧いじめに対する指導の際には、いじめられている児童、いじめを助けようとした児童にはどんなことがあってもあなたを守るという姿勢で臨む。

⑨いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽や虚偽の説明をすることのないようにする。

⑩重大事態の発生や児童生徒の保全の視点から、警察等の関係機関との連携及びいじめ対策のための組織を構築する。

⑪言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。

⑫いじめ防止に対する具体的な方策については、学校評価等を通して、児童や保護者、教職員から取組の内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取組の改善を図る。

⑬いじめ防止基本方針については、学校の実情や、児童・保護者・教職員等の意見を受けて、年度毎に見直しを行いその改善を図る。

⑭すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」と正しく認識させる。

（３）内容

「いじめの防止等の対策のための組織」（いじめ防止対策基本法　第２２条）を設置し，以下の内容を行う。

①いじめに対する取組

ア　いじめの防止のための取組

イ　早期発見のための取組

ウ　いじめがあった場合の措置

エ　年間計画作成

②重大事態への対処（いじめ防止対策基本法　第２８条）

③教育委員会、関係機関との連携

２　学校いじめ防止対策組織

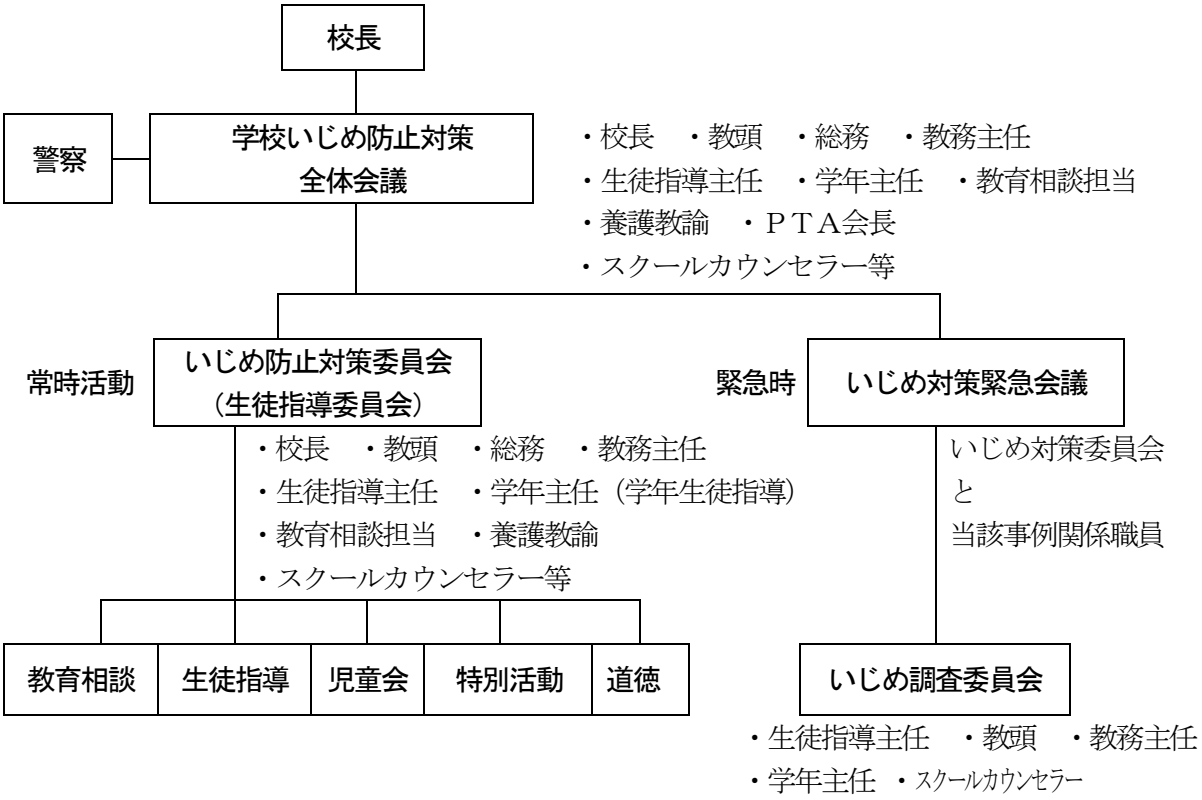

３　いじめに対する取組

（１）いじめの防止のための取組

①児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、暴力や暴言を排除し、相手を尊重し認める態度を育成する。

②保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取組の状況を広報する。

③教職員の言葉や体罰が児童を傷つけ、いじめを助長することのないように充分に配慮する。

④生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開を目指し、一人一人に自己有用感をもたせ、いじめを含めた問題行動の未然防止につなげる。

⑤道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を養う。

⑥学校行事の効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。

⑦いのちを大切にするキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取組を支援する。

⑧「生徒指導委員会」を月１回開催し、以下の内容についての会議を行う。

- 各学年の状況についての情報交換
- いじめ防止についての計画の確認
- いじめ防止対策についての検証と計画の修正

⑨　過度の競争意識、勝利至上主義により、児童のストレスを高め、いじめを誘発することのないように配慮する。

（２）いじめの早期発見のための取組

ア　アンケート調査や面談等

①６月・１０月・２月の年間３回、いじめに関する調査を行う。

②アンケート調査をもとに、担任（６月・１０月・２月）の教育相談を行う。

③保護者との面談（７月、１２月）の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

④アンケート調査の実施にあたっては、いじめの加害者が被害者に圧力をかけることも想定し、配付時・記入時・回収時・保管には厳重な注意をはらう。

イ　いじめの相談や通報等

①学校における相談窓口は、教頭（生徒指導主任）とし、学校だより等で家庭への周知を図る。

②「いじめゼロ宣言」を児童会を中心に全校で行い、「はなす勇気」の啓発を行う。

ウ　その他

①担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。

②生活ノートの活用により、児童がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。

③１階中央通路に「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。

④いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。

⑤外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

子どもと親のサポートセンター	０１２０－４１５－４４６
２４時間子供ＳＯＳダイヤル	０１２０－０－７８３１０
千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）	０１２０－７８３－４９７
子どもの人権１１０番	０１２０－００７－１１０
千葉いのちの電話	０４３－２２７－３９００
東上総教育事務所相談室	２３－４４６０
千葉県警察外房地区少年センター	２２－３７４１
茂原市青少年指導センター	２２－４４６６
茂原市教育委員会学校教育課	２０－１５５８

（３）いじめがあった場合の措置

ア　基本的な考え方

①いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。

②いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。

③いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。

④いじめへの対応は、基本的には「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織であたる。

⑤所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。

⑥いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ　いじめに対する対応の流れ

いじめの発見・報告

・「いじめ防止対策委員会」による指導方針と役割分担を決定する。

事実関係の確認

・いじめられた児童から担任（または生徒指導主任等）が、直接いじめの有無及び詳細について聞く。
・まわりの児童から情報を得る。
・いじめた児童から、事実についての事情を聴取する。
・聴取したことから、事情の照合を行い、事実を確定する。
・聴取の際には、虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことの無いようにその都度、事実を明確にするよう心がけるとともに、双方の人権に配慮する。
・事実については、被害児童・保護者に伝える。
・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることのないように配慮し、被害者や通報者の安全を確保する。

いじめた児童の指導
保護者への助言

・確認した事実を保護者に伝え、今後の指導についても話す。
・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
・いじめは、人として許されない行為であることを自覚させる。
・いじめを生んだ児童の背景も目を向け、加害児童の人格の発達や自己実現に向けての目標をもたせる。
・場合によっては、学校教育法第３５条に示された出席停止の措置について、教育委員会に相談をする。
・聴取は該当児童の担任が主に行い、管理職との連絡相談を密にする。記録は文書として保存する。聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間等に十分配慮する。また、暴言や威圧等の不適切な聴取は禁止する。

いじめが起きた
集団への対応

・はやし立てるなど、同調していた児童には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。
・見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

いじめられた
児童のケア

・徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
・被害児童が通常の学校生活に戻れるよう、いじめ対策委員会で方針と分担を決める。
・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。
・保護者との連携を密にする。
・転校の意志がある場合にはその説明をするとともに、相談に応じる。

ネットいじめへの対応

・学級活動等でインターネットやＳＮＳを利用する際のルールやモラルについての指導をする。
・一人一台配付された学習用タブレットＰＣにおいては、ＩＤ・パスワードを適切に設定し、不適切な使用がないか管理する。
・青少年指導センターと連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。
・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
・フィルタリング等、保護者への啓発活動を行う。
・職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

４　重大事態が発生した場合

（１）重大事態の基準（第 28 条）

・いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
　○自殺を企図した場合
　○心身に重大な障害を負った場合
　○金品に重大な被害を被った場合
　○精神性の疾患を発症した場合

・いじめにより、児童が相当の期間（年間３０日を目安）の欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
・児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき。

（２）重大事態の報告（第 30 条）

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

※一報後、改めて、文書により報告する。

※必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

（３）重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

①連絡体制

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 茂原市教育委員会

２０－１５５８

②いじめ対策組織の招集（第 28 条）

・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

③事実関係を明確にするための調査（第 28 条）

・調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

ア　いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

〇当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
〇当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

イ　いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

〇保護者の要望や意見を十分に聴く。
〇関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

ウ　調査結果の情報提供

〇調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
〇調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

④いじめた児童への指導

・いじめた児童への指導については、「３　（３）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
・学校教育法第３５条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
・いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

⑤いじめられた児童への指導

・いじめられた児童への指導については、「３　（３）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
・いじめられた生徒の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ対策	その他・備考
４月	始業式・入学式 授業参観 ＰＴＡ総会	学校いじめ防止対策全体会議 学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 学校ホームページへの掲載 相談窓口の周知	教科・領域等年間計画作成 異学年縦割りによる清掃（年間） 学級生活のルール作り 授業参観での道徳公開 SOS の出し方に関する教育
５月	家庭確認 児童集会（1 年生を迎える会） 校外学習	生徒指導委員会	児童会によるいじめゼロ宣言採択
６月	校外学習 宿泊校外学習 全校集会（いじめゼロ集会） 児童集会（陸上選手を励ます会）	生徒指導委員会 第１回いじめ実態調査・児童との教育相談	友人関係の見直し
７月	教育相談 全校集会	生徒指導委員会	
８月		生徒指導委員会 第２回学校いじめ防止対策全体会議	
９月	修学旅行	生徒指導委員会	
１０月	終業式・始業式 秋季大運動会 学校評価（中間）	生徒指導委員会 第２回いじめ実態調査・児童との教育相談	生命尊重の教育
１１月	全校集会　校外学習 授業参観　ＰＴＡバザー マラソン納会	生徒指導策委員会	授業参観での道徳公開
１２月	児童会役員･鼓笛引き継ぎ集会 教育相談	生徒指導委員会 いじめ防止キャンペーン（人権週間に合わせて）	
１月	校内席書会　　入学説明会 学校評価　全校集会 職場取材　校外学習	生徒指導委員会	
２月	千葉県標準学力検査	生徒指導委員会 第３回いじめ実態調査・児童との教育相談	
３月	６年生を送る会 卒業式 修了式	生徒指導策委員会 第３回学校いじめ防止対策全体会議	

（別紙１　いじめについてのアンケート　←㊟印刷時消す）

学校生活についてのアンケート　　名前（　　）

1　あなたは、今、悩んでいることがありますか。

はい　　いいえ

2　それはどんなことですか。

①勉強のこと　②友達のこと　③自分の身体のこと
④家族のこと　⑤部活動のこと　⑥それ以外（　　）

3　悩みを相談できる人がいますか。

はい　　いいえ

4　先生に知ってもらいたいことがあったら書いてください。

5　４月から今までの間に次のようなことがありましたか。あった場合は、番号に○をつけてください。

①冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われた。
②仲間はずれにされたり無視されたりした。
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりけられたりした。
④強くぶつかられたり、たたかれたりけられたりした。
⑤お金や物をくれるようにしつこく言われた。
⑥お金や物を隠されたり、無断で持って行かれたり、壊されたりした。
⑦パソコンや携帯で、悪口を書きこまれたりした。
⑧これ以外のことでいじめられた。（内容　　）

6　上の質問で○をつけた人に聞きます。

①いつごろですか。　（　　月ころ）
②だれからですか。　（　　）
③どんなことをされましたか。（　　）
④それは今も続いていますか　はい　いいえ
⑤そのときにどうしましたか。
ア　担任の先生に相談した。
イ　部活動の顧問や担任以外の先生に相談した。
ウ　保健室の先生に相談した。
エ　スクールカウンセラーに相談した。
オ　家の人に相談した。
カ　友達に相談した。
キ　電話相談窓口などの学校以外のところに相談した。
ク　その他（　　）

7　４月から今までの間に学校生活や部活動などで、いじめをしたり、されたりしていますか。また、いじめを見たことや聞いたことはありますか。

はい　　いいえ

（別紙２－１　重大事態調査用紙）

いじめについてのアンケート　　名前（　　）

1　○年○組のいじめについて聞きます。あなたは、○年○組で○月から○月の間に、いじめがあったことを見たり聞いたりしたことはありますか。

はい　　いいえ

2　「はい」と回答した人に聞きます。それは、いつごろ、どんな内容ですか。

いつ頃	ごろに　　見た　　聞いた
内容	

いつ頃	ごろに　　見た　　聞いた
内容	

いつ頃	ごろに　　見た　　聞いた
内容	

3　あなたは、いじめをしましたか。

はい　　いいえ

4　あなたは、いじめを受けましたか。

はい　　いいえ

5　いじめについて、これ以外に知っていることがあれば書いてください。

（別紙２－２　重大事態調査用紙）

いじめについてのアンケート　　名前（　　）

1　○年○組の○○○○さんに対するいじめについて聞きます。あなたは、○○○○さんに対するいじめを見たり聞いたりしたことはありますか。

はい　　いいえ

2　「はい」と回答した人に聞きます。それは、いつごろ、どんな内容ですか。

いつ頃	ごろに　　見た　　聞いた
内容	

いつ頃	ごろに　　見た　　聞いた
内容	

いつ頃	ごろに　　見た　　聞いた
内容	

3　あなたは、○○○○さんにいじめをしましたか。

はい　　いいえ

4　あなたは、いじめを受けたことがありますか。

はい　　いいえ

5　いじめについて、これ以外に知っていることがあれば書いてください。